

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第26号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
(集中管理等に係る事務に関する専決の特例) <b>第5条</b> 第4条第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 別に定める電子計算組織により処理する給与支払事務の対象となる報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。） <u>及び共済費</u> の支出等に関する事務 総務管理部総務事務センター長又は教育庁総務課若しくは警察本部の予算経理を分掌する課の課長補佐 (4) 別に定める電算処理に係る情報の入力を目的とする単価契約に関する事務 <u>知事政策局ICT推進課長</u> 2・3 (略) <b>第5条の2</b> 第4条第2項及び第4項並びに第4条の2第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、別に定める電子計算組織により処理する総務に関する事務の対象となる報酬、共済費、旅費並びに負担金、補助及び交付金の支出等に関する事務は、総務管理部総務事務センター長に処理させるものとする。 2 (略) (契約書の作成)	(集中管理等に係る事務に関する専決の特例) <b>第5条</b> 第4条第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 別に定める電子計算組織により処理する給与支払事務の対象となる報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。） <u>、共済費及び賃金</u> の支出等に関する事務 総務管理部総務事務センター長又は教育庁総務課若しくは警察本部の予算経理を分掌する課の課長補佐 (4) 別に定める電算処理に係る情報の入力を目的とする単価契約に関する事務 <u>総務管理部情報政策課長</u> 2・3 (略) <b>第5条の2</b> 第4条第2項及び第4項並びに第4条の2第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、別に定める電子計算組織により処理する総務に関する事務の対象となる報酬、共済費、 <u>賃金</u> 、旅費並びに負担金、補助及び交付金の支出等に関する事務は、総務管理部総務事務センター長に処理させるものとする。 2 (略) (契約書の作成)

第36条 (略)

2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載する必要のない事項については、この限りでない。

(1)～(9) (略)

(10) 契約不適合責任

(11)～(16) (略)

(請求書の徴取)

第122条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、支出命令者は、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。

(1) 報酬、給料、職員手当等、恩給、退職手当、補償年金、補償一時金及び通勤に係る費用弁償

(2)～(11) (略)

4 (略)

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。

(1) 社会保険料に係る資金を前渡した場合又は第132条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号に定める額をもつて資金を前渡した場合において、その支払金額が当該前渡した金額と同一で、かつ、支払の際（社会保険料又は同号に掲げる経費に係る場合にあつては、支払後）に領収書を徴したことを確認したもの

(2) 交際費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、日本放送協会に対し支払う受信料、高速自動車国道の通行に係る料金（以下「高速道路通行料金」という。）並びに女性福祉相談所又はあかしや寮

第36条 (略)

2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載する必要のない事項については、この限りでない。

(1)～(9) (略)

(10) かし担保責任

(11)～(16) (略)

(請求書の徴取)

第122条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、支出命令者は、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。

(1) 報酬、給料、職員手当等、恩給、退職手当、補償年金、補償一時金、賃金及び通勤に係る費用弁償

(2)～(11) (略)

4 (略)

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。

(1) 社会保険料（労働保険料を除く。以下この号において同じ。）に係る資金を前渡した場合又は第132条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第9号に定める額をもつて資金を前渡した場合において、その支払金額が当該前渡した金額と同一で、かつ、支払の際（社会保険料又は同号に掲げる経費に係る場合にあつては、支払後）に領収書を徴したことを確認したもの

(2) 交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、日本放送協会に対し支払う受信料、高速自動車国道の通行に係る料金（以下「高速道路通行料金」という。）並

において支払う扶助費に係るもの（前号に掲げるものを除く。）

3・4 （略）

（資金前渡の範囲）

**第131条** （略）

2 施行令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によつて支払うことができる。

(1)～(4) （略）

(5) （略）

(6) （略）

（資金前渡の限度額）

**第132条** 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 職員に支給する報酬（非常勤の特別職の職員に支給する報酬で臨時の経費に係るものを除く。）、給料及び職員手当等並びに市町村立学校職員給与負担法による給料及び職員手当等に係る経費 当該経費の確定した額

(2)・(3) （略）

(4) 会計年度任用職員に支給する報酬 確定した額又は支給予定額

(5) （略）

(6) （略）

(7) （略）

(8) （略）

(9) （略）

(10) （略）

(11) （略）

2 （略）

（会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ）

**第193条** （略）

びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの（前号に掲げるものを除く。）

3・4 （略）

（資金前渡の範囲）

**第131条** （略）

2 施行令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によつて支払うことができる。

(1)～(4) （略）

(5) 若草寮に入所する児童に係る経費

(6) （略）

(7) （略）

（資金前渡の限度額）

**第132条** 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 職員に支給する報酬（非常勤の特別職の職員に支給する報酬で臨時の経費に係るものを除く。）、給料及び職員手当等、臨時的任用職員に支給する賃金並びに市町村立学校職員給与負担法による給料及び職員手当等に係る経費 当該経費の確定した額

(2)・(3) （略）

(4) 一般職の非常勤職員に支給する賃金 確定した額又は支給予定額

(5) 若草寮に入所する児童に係る経費 1月分の予定額として需用費、役務費及び扶助費の合計6万円

(6) （略）

(7) （略）

(8) （略）

(9) （略）

(10) （略）

(11) （略）

(12) （略）

2 （略）

（会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ）

**第193条** （略）

2～5 (略)

6 前各項の規定は、財務現金取扱員（出納局に所属する者に限る。）及び資金前渡職員（交際費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた者を除く。）が交替したときには、適用しない。

(賠償責任を負うべき職員)

**第212条** 法第243条の2の2第1項後段の規則で指定する職員は、次に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職(主査及び主任を除く。)にある者及び第5号の監督又は検査を命じられた者とする。

(1)～(5) (略)

(違反行為等による損害の報告)

**第214条** 部局長は、法第243条の2の2第1項に規定する職員が法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を総務管理部長に報告しなければならない。

(財務現金取扱員等が設備する帳簿)

**第219条** 財務現金取扱員、交際費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた資金前渡職員、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び支出事務の委託を受けた者は、現金出納簿を設備し、現金の出納を記帳整理しなければならない。ただし、出納局に所属する財務現金取扱員にあつては、この限りでない。

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
---	---	------

2～5 (略)

6 前各項の規定は、財務現金取扱員（出納局に所属する者に限る。）及び資金前渡職員（交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた者を除く。）が交替したときには、適用しない。

(賠償責任を負うべき職員)

**第212条** 法第243条の2第1項後段の規則で指定する職員は、次に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職(主査及び主任を除く。)にある者及び第5号の監督又は検査を命じられた者とする。

(1)～(5) (略)

(違反行為等による損害の報告)

**第214条** 部局長は、法第243条の2第1項に規定する職員が法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を総務管理部長に報告しなければならない。

(財務現金取扱員等が設備する帳簿)

**第219条** 財務現金取扱員、交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた資金前渡職員、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び支出事務の委託を受けた者は、現金出納簿を設備し、現金の出納を記帳整理しなければならない。ただし、出納局に所属する財務現金取扱員にあつては、この限りでない。

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
---	---	------

(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	

(略)	(略)
若草寮	
(略)	
阿賀黎明中学校	
(略)	
(略)	

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長 舎副 部長	分庁 理事務 所長等	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
5 削除					
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

区分 費目	委 任	専 決	
		次	長
(略)			
5 削除			
(略)			

備考 (略)

別表第4（第4条関係）

専決区分 費目	副知 事	部局 長	課長	課長 補佐
7 削除				
(略)				

備考 (略)

別表第8（第115条関係）

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲
(略)	(略)	(略)
7 削除		
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長 舎副 部長	分庁 理事務 所長等	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
5 賃金		全額	全額		
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

区分 費目	委 任	専 決	
		次	長
(略)			
5 賃金		全額	
(略)			

備考 (略)

別表第4（第4条関係）

専決区分 費目	副知 事	部局 長	課長	課長 補佐
7 賃金				全額
(略)				

備考 (略)

別表第8（第115条関係）

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲
(略)	(略)	(略)
7 賃金	支出決定のとき。	支出しようとする額
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別記（第78条関係）

建設工事請負基準約款

（総則）

第1条（略）

2～4（略）

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下この項において「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、署名又は記名押印が不要である請求等を行う場合において当該請求等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成するときは、この限りでない。

6～12（略）

（契約の保証）

第4条（略）

2～4（略）

5 発注者は、第7項に定める場合を除き、受注者が契約の締結と同時に次に掲げる証券を発注者に差し入れた場合において、これらによる保証金額又は保険金額が請負金額の10分の1以上であるときは、第1項又は第2項の規定による契約保証金の納付を免除する。

(1)・(2)（略）

6 受注者が第3項第3号に掲げる保証又は第5項各号のいずれかに掲げる証券に係る保証を付す場合は、当該保証は第45条の2第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

7 受注者は、発注者があらかじめ入札の公告又は入札実施通知において契約書記載の工事の受注者となる者が請負契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券を発注者に差し入れる必要があることを定めたときは、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において

別記（第78条関係）

建設工事請負基準約款

（総則）

第1条（略）

2～4（略）

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下この項において「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、署名又は記名押印が不要である請求等を行う場合において当該請求等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成するときは、この限りでない。

6～12（略）

（契約の保証）

第4条（略）

2～4（略）

5 発注者は、次項に定める場合を除き、受注者が契約の締結と同時に次に掲げる証券を発注者に差し入れた場合において、これらによる保証金額又は保険金額が請負金額の10分の1以上であるときは、第1項又は第2項の規定による契約保証金の納付を免除する。

(1)・(2)（略）

6 受注者は、発注者があらかじめ入札の公告又は入札実施通知において契約書記載の工事の受注者となる者が請負契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券を発注者に差し入れる必要があることを定めたときは、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券（瑕疵担保特約を付したものに限る。）で請負金額の10分の3に相当する金額以上の額を保証金額とするものを発注者に差し入れな

当該契約不適合を保証する特約を付したものに  
限る。)で請負金額の10分の3に相当する金額以  
上の額を保証金額とするものを発注者に差し入  
れなければならない。

8 前項の規定により受注者が付す保証は、第45  
条の2第3項各号に規定する契約の解除による  
場合についても保証するものでなければならな  
い。

9 第7項の場合において、発注者は、第1項又  
は第2項の規定による契約保証金の納付を免除  
する。

10 (略)

(権利義務の譲渡等)

第5条 (略)

2 (略)

3 受注者が前払金の使用や部分払等によつても  
なおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な  
資金が不足することを疎明したときは、発注  
者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の  
請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書  
の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし  
書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡  
により得た資金をこの契約の目的物に係る工事  
の施工以外に使用してはならず、またその使途  
を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受  
けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質  
又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこ  
と(第2項の検査により発見することが困難で  
あつたものに限る。)等があり使用に適当でない  
と認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知  
しなければならない。

5～11 (略)

(発注者の請求による工期の短縮等)

ればならない。

7 前項の場合において、発注者は、第1項又は  
第2項の規定による契約保証金の納付を免除す  
る。

8 (略)

(権利義務の譲渡等)

第5条 (略)

2 (略)

(支給材料及び貸与品)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受  
けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検  
査により発見することが困難であつた隠れた<sup>かし</sup>瑕疵  
があり使用に適当でない<sup>かし</sup>と認めるときは、その  
旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5～11 (略)

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 (略)

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任等)

第41条 引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、発注者は、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、

第23条 (略)

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

<sup>かし</sup>  
(瑕疵担保)

第41条 工事目的物に<sup>かし</sup>瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその<sup>かし</sup>瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、<sup>かし</sup>瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による<sup>かし</sup>瑕疵の修補又は損害賠償の



第32条第4項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 発注者が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 8 発注者は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要な認められる請求等を行うことができる。
- 9 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであ

請求は、第32条第4項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から、次の各号に掲げる瑕疵の種類に応じ、当該各号に定める期間内（当該瑕疵が、受注者の故意又は重大な過失による場合は、10年以内）に行わなければならない。

- (1) 石造、土造、金属造、コンクリート造及びこれらに類する構造の建物その他の工作物又は地盤のかし 2年
  - (2) 前号に掲げるもの以外のかし 1年
- 3 工事目的物のかしは前項第1号に該当する部分と同項第2号に該当する部分とで構成されたものであるときは、当該該当する部分ごとに前項の規定を適用する。

るときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

11 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

12 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

**第43条** 第4条第5項又は第7項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号若しくは第2項各号又は第45条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定した建設業者で発注者が適当と認めたもの（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合においては、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1)・(2) (略)

4 発注者は、工事目的物の引渡しの際に<sup>かし</sup>瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、<sup>かし</sup>当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求を行うことができない。ただし、受注者が<sup>かし</sup>当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

5 工事目的物が第1項の<sup>かし</sup>瑕疵により滅失又は毀損したときは、発注者は、第2項に規定する期間内で、かつ、当該滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、<sup>かし</sup>工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

**第43条** 第4条第5項又は第6項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定した建設業者で発注者が適当と認めたもの（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合においては、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1)・(2) (略)

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4)・(5) (略)

3 (略)

4 第1項の規定による発注者の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務（第45条及び第49条に規定する損害賠償債務を除く。）その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。ただし、第44条第2項第9号の規定によりこの契約が解除された場合の違約金を除く。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

**第44条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) (略)

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該

(3) 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

(4)・(5) (略)

3 (略)

4 第1項の規定による発注者の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務（第45条及び第49条に規定する損害賠償債務を除く。）その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

**第44条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) (略)

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 受注者が第47条第1項各号の理由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下次条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下次条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 受注者が第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

**第45条** 発注者は、前条第2項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(5) (略)

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)～(7) (略)

3 前2項の規定により工事完成前にこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 (略)

(発注者の損害賠償請求等)

**第45条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(2) 第44条又は第45条の規定により、工事完成後にこの契約が解除されたとき。

**第45条** 発注者は、前条の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)～(5) (略)

2 発注者は、前条又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)～(7) (略)

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 (略)

(契約が解除された場合等の違約金)

**第45条の2** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第44条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行が不能となつた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第44条の規定により工事完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行が不能となつたとき。

3 (略)

4 第1項各号若しくは第2項各号又は第42条第1項に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第44条第2項第9号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第45条の3** 第44条第1項各号若しくは第2項各号又は第45条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第44条第1項若しくは第2項又は第45条第1項若しくは第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

**第46条** 発注者は、工事完成前において必要があるときは、第44条第1項若しくは第2項又は第

2 (略)

3 第1項の場合において、第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

**第46条** 発注者は、工事完成前において必要があるときは、第44条又は第45条第1項若しくは第

45条第1項若しくは第2項の規定によるほか、この契約を解除することができる。

2 (略)

(受注者の解除権)

**第47条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の損害賠償請求等)

**第47条の2** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができる

2項の規定によるほか、この契約を解除することができる。

2 (略)

(受注者の解除権)

**第47条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となつたとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

きない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第47条の3** 第47条第1項又は第2項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第47条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

**第48条** 発注者は、この契約が工事完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとする。

2・3 (略)

4 前項の場合において、当該受領済みの前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、受注者は、当該受領済みの前払金の額から当該請負金額相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）を発注者に返還しなければならない。この場合において、この契約の解除が第44条第1項若しくは第2項若しくは第45条第1項若しくは第2項の規定によるとき又は第45条の2第3項各号に掲げる者によるものであるときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定率によつて算出して得た額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき又は当該検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若し

(解除に伴う措置)

**第48条** 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとする。

2・3 (略)

4 前項の場合において、当該受領済みの前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、受注者は、当該受領済みの前払金の額から当該請負金額相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）を発注者に返還しなければならない。この場合において、この契約の解除が第44条若しくは第45条第1項若しくは第2項の規定によるとき又は第45条の2第2項各号に掲げる者によるものであるときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定率によつて算出して得た額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき又は当該検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復



くは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

7 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者の所有又は管理に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理に属するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等の修復及び取片付けを行つて、発注者に明け渡さなければならない。

8 （略）

9 第5項前段又は第6項前段の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条第1項若しくは第2項若しくは第45条第1項若しくは第2項の規定によるとき又は第45条の2第3項各号に掲げる者によるものであるときは発注者が定め、第46条第1項又は第47条第1項若しくは第2項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段又は第7項の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

10 工事完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従つて協議して決める。

して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

7 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者の所有又は管理に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理に属するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等の修復及び取片付けを行つて、発注者に明け渡さなければならない。

8 （略）

9 第5項前段又は第6項前段の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条若しくは第45条第1項若しくは第2項の規定によるとき又は第45条の2第2項各号に掲げる者によるものであるときは発注者が定め、第46条第1項又は前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段又は第7項の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和2年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課又は事務所の令和元年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は事務所において処理するものとする。

知事政策局政策課	知事政策局政策企画課
----------	------------

<p>〃 行政改革・評価室</p> <p>総務管理部地域政策課</p> <p>〃 情報政策課</p> <p>県民生活・環境部新潟暮らし推進課</p> <p>産業労働部労政雇用課</p> <p>福祉保健部児童家庭課</p> <p>〃 少子化対策課</p> <p>若草寮</p> <p>阿賀黎明中学校</p>	<p>総務管理部行政改革課</p> <p>知事政策局地域政策課</p> <p>〃 ICT推進課</p> <p>〃 政策企画課</p> <p>産業労働部しごと定住促進課</p> <p>〃 〃</p> <p>福祉保健部子ども家庭課</p> <p>〃 〃</p> <p>〃 〃</p> <p>阿賀黎明高等学校</p>
--	---